

令和8年2月3日

関係各位

熊本大学大学院教育学研究科長

藤 田 豊

[公印省略]

教員の公募について（依頼）

謹啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、熊本大学では下記の要領により教員の公募をすることとなりました。

つきましては、関係者への周知について、よろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

なお、本件では、教員が自立して教育研究を推進できる環境を整備し、将来リーダーとなる教員の育成を目的とした公正で透明性の高い人事制度であるテニュアトラック制を実施します。この制度では、教員（テニュアトラック教員：任期あり）を公募により採用し、メンターを配置するなど教育研究活動を支援します。採用後一定期間経過した後に審査を実施し、テニュア（任期なし）の付与の可否を決定します。

今回の公募に関連する本学教育学部附属学校国際クラスについての概要は、ホームページ（<https://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/kokusai/>）で紹介しておりますので御覧ください。

謹白

記

- 1 職名及び人員 教諭職2名（所属は大学院教育学研究科：テニュアトラック講師）
- 2 勤 務 校 教育学部附属小学校
- 3 担 当 教 科 等 小学校全教科等（イマージョン教育実施のため、英語で授業等を行う。
ただし、国語と道徳については日本語にて授業を行う。）
※教育活動に当たっては、ネイティブの担当と2人体制での指導を原則とする。
なお、イマージョン教育実施教科等については変更もありうる。
※小学校国際クラスの学級担任として教育活動に当たる。また、教育学部附属小学校において学校全体に係る校務分掌や教育実習指導等も担当する。
※研究活動に当たっては、教育に関する研究会や研究発表会（附属学校内のものを含む）において、公開授業や国際クラスでの実践成果の発表等を行う。
- 4 採用予定時期 令和9年1月1日（※相談に応じます。）
- 5 応募条件
（1）小学校教諭免許状を有すること（中学校教諭免許状も有することが望ましい。）

- (2) 小学校の教諭として5年以上の教職経験があること（小学校において複数学年の学級担任の教職経験があることが望ましい。）
- (3) イマージョン教育に関心があり、教育実践及び教育研究の遂行に意欲があること
- (4) 学級経営、学習指導、生徒指導、校務分掌、学校行事の企画運営、一般クラスとの連携、保護者対応等に積極的に取り組めること
- (5) 外国籍を含む全ての児童に対する教育的愛情をもつとともに、教育実習、教育研究の遂行に意欲があり、附属学校の使命を理解していること
- (6) 組織の一員として主体的に、協働しながら学校運営へ参画できること
- (7) CEFR B2レベル以上の英語力を有すること（CEFR C2レベル以上の英語力を有することが望ましい。）

6 労働条件等

- (1) 職務内容 （雇入れ直後）教育学部附属小学校における教育実践・研究業務（特に国際クラスにおけるもの）及びそれに附帯する業務に従事する
（変更の範囲）熊本大学の定める業務
- (2) 勤務場所 （雇入れ直後）熊本大学教育学部附属小学校
（変更の範囲）熊本大学の定める範囲
- (3) 勤務形態 一年単位の変形労働時間制
- (4) 任期の定め あり 採用後原則5年間
（ただし、労働基準法第14条第1項に規定する専門的知識等を有する労働者又は満60歳以上の労働者に該当しない場合は、3年の任期の後に雇用契約を2年間更新する。当該更新に当たり審査等を行わない。）
また、テニユアトラック制度により、採用3年経過後に中間評価を行い、採用4年経過後にテニユア審査を行います。審査の結果テニユアの資格があると認められた場合は任期の定めのない職員となります。
- (5) 定 年 65歳
- (6) 試用期間 6か月
- (7) 時間外労働 時間外、深夜、休日労働の有無：有
- (8) 休日・休暇 国立大学法人熊本大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定めるところによる
- (9) 賃 金 等 国立大学法人熊本大学2号年俸制適用職員給与規則に定めるところによる
※賞与を含む年間収入(教員等としての実務経験が概ね8年程度の場合)：530万円程度
- (10) 社会保険 文部科学省共済組合、雇用保険及び労災保険に加入
- (11) 雇 用 者 国立大学法人熊本大学
- (12) そ の 他 人事交流等により熊本県教育委員会、熊本市教育委員会等へ出向する場合があります。

7 提出書類

- (1) 履歴書（写真添付、別添同封の本研究科所定の様式による）1通
※産前産後の休暇又は育児若しくは介護のための休業（以下「育児等という。」）を取得した者及び育児等のための短時間勤務を行った者に対しては、当該期間に相当する期間を教育歴（勤務年数）に含めます。

- (2) 教員免許状の写し 1部
 - (3) 英語力を証明する資格試験等の証明書の写し 1部
 - (4) 以下のテーマについて、それぞれA4判1枚(2,000字程度)にまとめたもの
 - ① これまでの担当授業(年度・学年・科目・単位数)及び校務分掌一覧
(1枚に収まらない場合は、直近年度を含む過去5～10年程度についてのみ記載)
 - ② これまでの教育実践・研究の概要
 - ③ 本職、本校への志望動機と抱負
 - (5) 誓約書(別紙様式)
- ※上記の他、応募者の連絡先(電話番号、メールアドレス等)を記した書類

8 応募締切日 令和8年8月31日(月)(必着)

9 選考方法 一次選考：書類による選考
二次選考：一次選考合格者を対象に面接及び模擬授業等による選考

10 応募書類送付先 〒860-8555 熊本市中央区黒髪2丁目40番1号
熊本大学教育学研究科長 藤田 豊 宛
(注) 応募書類の封筒には「附属小学校国際クラス教員 応募書類」と
朱書きの上、書留又は簡易書留郵便で送付すること。

11 照 会 先

【職務内容について】 熊本大学 国際クラス設置準備室
TEL (FAX) : 096-356-2492 (096-356-2499)
電子メール : kyo-kokusai@jimu.kumamoto-u.ac.jp
【応募について】 熊本大学 教育研究支援部人社・教育系事務課
TEL (FAX) : 096-342-2513 (096-342-2510)
電子メール : kyo-somu@jimu.kumamoto-u.ac.jp

12 そ の 他

- (1) 選考過程で面接を実施する場合は、旅費等必要経費は応募者負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。希望があれば、着払いにて返却します。
- (3) 熊本大学は、ダイバーシティを推進しています。また、女性研究者の活躍促進のためパートナーとの「一緒に雇用制度」や熊本出身の方への「帰って雇用制度」を設け、採用時に研究活動のスタートアップ支援を行っております。詳細は、ダイバーシティ推進室へお尋ねください。
<https://diversity.kumamoto-u.ac.jp/>
- (4) 選考に当たっては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第8条の規定に基づき、女性教員の在籍率を改善するための措置として、公正な評価に基づき職務に必要とされている能力が同等と認められる場合は、女性を優先的に採用します。
- (5) 本学採用後、業績評価に関して、評価対象期間において、育児等を取得した者及び育児等のための短時間勤務を行った者に対しては、当該期間に相当する期間を

遡及して評価対象期間に加えます。

(6) 熊本大学では、教員の英語による教授能力の向上及び英語教育の強化に取り組んでいます。

(7) 現職が公立学校教員等である者にあつては、公立学校教員等の在職期間を本学の在職期間として通算しませんので、現機関で退職金を受け取った後、本学で採用することとなります。

なお、現職が公立学校教員等である者のうち、熊本県及び熊本市の教員等であるものにあつては、熊本県及び熊本市と熊本大学の協定により教員の交流が行われていることから、原則として本公募の対象とはなりません。

(8) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本学の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの